

令和元年文部科学省令第三十二号

別記様式（第3条関係）

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第三十
五条第二項に規定する業務に係る財務及び
会計に関する省令

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十
三年法律第九十四号）第五十八条の二の規定に基
づき、及び同法を実施するため、原子力損害賠
償・廃炉等支援機構法第三十五条第二項に規定す
る業務に係る財務及び会計に関する省令を次のよ
うに定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、原子
力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「法」と
いう。）において使用する用語の例による。
（区分経理の方法）

第二条 法第五十八条の二の規定により整理する
法第三十五条第二項の業務に係る経理は、その
他の経理と区分し、貸借対照表勘定及び正味財
産増減計算書勘定又は損益計算書勘定を設けて
整理しなければならない。

機構は、法第五十八条の二の規定により区分
して経理する場合において、経理すべき事項が
当該経理に係る勘定以外の勘定において経理す
べき事項と共通の事項であるため、当該勘定に
係る部分を区分して経理することが困難なときは、
は、当該事項については、文部科学大臣の承認
を受けて定める基準に従つて、事業年度の期間
中法第五十九条第三項に規定する一般勘定にお
いて一括して経理し、当該事業年度の末日現在
において各勘定に配分することにより経理する
ことができる。

（検査職員の身分証明書）

第三条 法第六十五条第一項の規定により立入検
査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、
別記様式によるものとする。

附 則

この省令は、令和二年一月一日から施行す
る。

別記様式（第3条関係）	
表面 第 号	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第65条第2項の規定による立入検査証	
職名及び氏名	
年 月 日生	
写 真	押出スタンプ捺印
年 月 日交付	
文部科学大臣 印	
裏面	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第65条第1項の規定による立入検査証	
主査大尉は、この法律を執行するため必要があると認めるときは、機構に對しその業 務に關し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を 検査させることができること。	
2 開港の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す證明書を拂帶し、開港 人にこれを提示しなければならない。	
3 第1項の規定による立入検査の結果は、犯罪検査のために認められたものと解してはなら ない。	
別記様式 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、 50万円以下の罰金に處する。	
三 第65条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によ る検査を拒み、却げ、若しくは延滞したとき。	
（備考） 用紙の大きさは、日本郵便規格B7とすること。	